

1. 計画の概要

1.1 計画の目的

うるま市（以下、本市という。）では、平成 22 年 3 月に「うるま市みどりの基本計画」を策定し、以来、みどりの将来像「水とみどりが輝き 自然の息吹と歴史の薫りを感じるうるまのまち」の実現に向けて、より充実したみどりに関する施策の展開に取り組んできました。

策定から約 10 年が経過し、本市を取り巻くみどりの状況は変化するとともに、平成 29 年に都市緑地法の改正に伴い、みどりの基本計画に関しても計画に定める事項として「都市公園の管理の方針」「都市農地の保全」などの項目が追加されています。

また、本市においては令和 4 年 3 月に「第 2 次うるま市総合計画（後期基本計画）」を策定し、市民協働によるまちづくりを実践し、誇りと愛着を持てる魅力あるまちの実現に向け、各施策を進めています。

こうした背景を受け、「うるま市みどりの基本計画(平成 22 年 3 月)（以下、前計画という。）」の検証を行い、進捗状況を把握したうえで、本市の特性やみどりの将来像を見据えた新たな施策等を定め、「緑地の保全及び緑化の目標」「みどりに関する施策の方針」「緑地の保全及び緑化の推進のための施策」等をまとめることを目的として、第 2 次うるま市みどりの基本計画（以下、本計画という。）を策定します。

【改定のポイント】

■検証：前計画の検証（うるま市みどりの基本計画 平成 22 年 3 月）

- ・前計画の検証を踏まえた上で、将来像や新たな施策等について検討

■都市公園：「都市公園の管理の方針」の変更（都市緑地法改正 平成 29 年）

- ・都市公園の管理の方針など緑地のマネジメントの視点を追加（ストックの利活用、維持修繕の適正化、公民連携、都市公園の管理運営、維持修繕等マネジメントの視点を位置づけ）

■農地：「都市農地の保全」の変更（都市緑地法改正 平成 29 年）

- ・「原則として農地は含まれない」という記述は削除、農地の緑地機能を積極的に計画に位置づけ

■生物多様性：生物多様性に配慮した緑の基本計画（生物多様性に配慮した緑の基本計画策定の手引き 国土交通省 平成 30 年）

- ・生物多様性の保全に関する国際的な関心の高まりを反映

■グリーンインフラや脱炭素などの環境対策：グリーンインフラの推進（第 3 次国土形成計画(全国計画) 令和 5 年）、脱炭素の推進（改正地球温暖化対策推進法 令和 3 年）

- ・環境対策・グリーンインフラの視点から地域づくりの取り組みを検討
- ・社会課題の解決に向けてグリーンインフラや脱炭素などの環境への総合的な対応を検討

■公民連携：公民連携による緑の確保（都市緑地法改正 平成 29 年）

- ・財政面や人員面での制約等を踏まえた公民連携（行政、市民、事業者）の視点を追加
- ・公募設置管理制度(P-PFI)など民間事業者により緑地を保全・創出する施策との連携強化に留意

1.2 計画の位置づけ

1.2.1 みどりの基本計画について

(1) みどりの基本計画とは

みどりの基本計画とは、都市緑地法第4条に「市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」として規定されており、市町村が、その区域内における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、その目標と実現のための施策等を内容として策定する緑に関する総合的な計画です。

みどりの基本計画は、おおむね「緑地の保全及び緑化の目標」「緑地の保全及び緑化の推進のための施策に関する事項」「都市公園の整備及び管理の方針その他緑地の保全及び緑化の推進の方針に関する事項」等を定めます。

また、みどりの基本計画を定めようとするときは、あらかじめ住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずることとしています。

市区町村は、みどりの基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、都道府県知事に通知しなければならないとされています。（都市緑地法第4条第7項）

【みどりの基本計画で概ね定めるべき事項】

- 一 緑地の保全及び緑化の目標
- 二 緑地の保全及び緑化の推進のための施策に関する事項
- 三 都市公園の整備及び管理の方針その他緑地の保全及び緑化の推進の方針に関する事項
- 四 特別緑地保全地区内の緑地の保全
 - イ 緑地の保全に関連して必要とされる施設の整備に関する事項
 - ロ 土地の買入れ及び買入れた土地の管理に関する事項
 - ハ 管理協定に基づく緑地の管理に関する事項
 - ニ 市民緑地契約に基づく緑地の管理に関する事項その他特別緑地保全地区内の緑地の保全に関し必要な事項
- 五 生産緑地地区内の緑地の保全に関する事項
- 六 緑地保全地域、特別緑地保全地区及び生産緑地地区以外の区域
 - ・重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区並びに当該地区における緑地の保全に関する事項
- 七 緑化地域における緑化の推進に関する事項
- 八 緑化地域以外の区域
 - ・重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区及び当該地区における緑化の推進に関する事項

出典：都市緑地法

(2) みどりの定義

本計画における「緑」は「うるま市みどり条例」に基づく「みどり」とし、「樹林地、草地、水辺地、屋敷林又はその状況がこれらに類似する土地が単独で、又は一体となって良好な環境を形成しているもの」とします。

なお、前計画においても「みどり」を植物だけでなく、山地、史跡等のみどりと一体となった多様なオープンスペースとして広義に捉えています。

【本市におけるみどり】

みどり：樹林地、草地、水辺地、屋敷林又はその状況がこれらに類似する土地が、単独で、又は一体となって良好な環境を形成しているものをいう。

緑化：みどりの創出及び管理をいう。

出典：うるま市みどり条例

【都市緑地法における緑地】

緑地：樹林地、草地、水辺地、岩石地若しくはその状況がこれらに類する土地（農地であるものを含む。）が、単独で若しくは一体となって、又はこれらに隣接している土地が、これらと一体となって、良好な自然的環境を形成しているものをいう。

出典：都市緑地法

※「緑」「みどり」の活用について

- ・本計画においては、原則として「緑」を「うるま市みどり条例」に基づく「みどり」として表示します。
- ・ただし、特に、都市緑地法第4条に基づき、「緑の基本計画」との表示が必要な場合、上位関連計画などの個別の計画において使用されている「緑」住民アンケート調査で住民のご意見で活用されている「緑」は、そのまま「緑」として表示します。



農地

(ビーグ畑)



施設のみどり

(うるま市役所)



公園・緑地

(うるま市具志川運動公園)



樹林地

(勝連平敷屋付近の樹林)

図 1.1 みどりのイメージ

(3) 対象とするみどり

本計画で対象とする「みどり」は、公園緑地・農地・河川などの水辺・樹林地・社寺林・学校・屋敷林や緑化された民有地や工場など幅広い空間を対象とします。

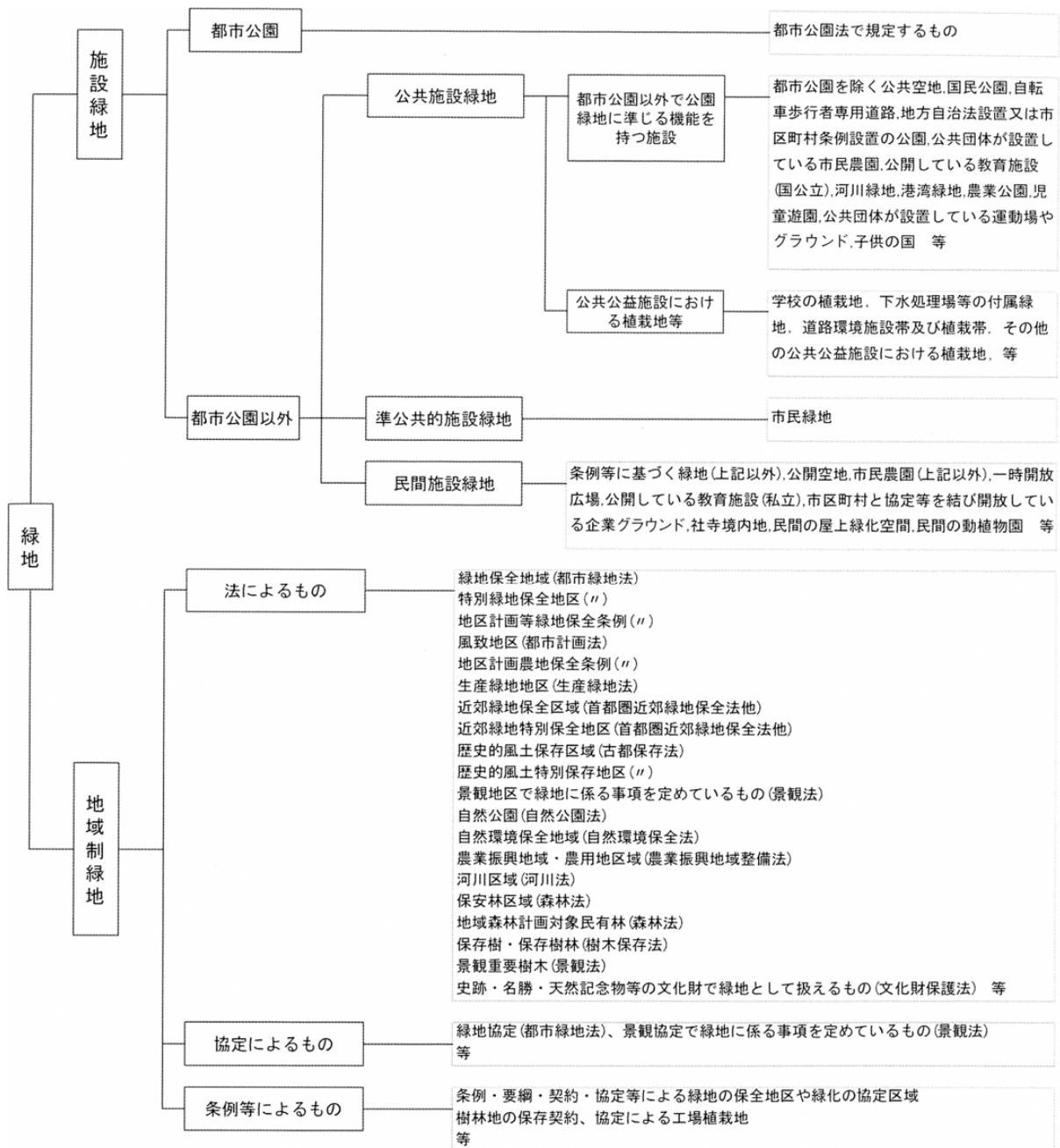


図 1.2 緑地の分類図

出典：緑の基本計画ハンドブック令和3年改訂版
(令和3年5月(社)日本公園緑地協会)

(4) みどりの機能

都市のみどりは、市民の豊かな暮らしや生態系を維持する重要な基盤を形成しており、人による適切な保全・整備・管理を行うことにより存在しうるものです。みどりの保全、創出に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、みどりの多様な機能の確保を図ることが必要です。みどりの持つ主な機能を以下に示します。

【みどりの機能】

1) 都市環境の保全

■人と自然が共生する都市環境を形成する機能の確保

- ・二酸化炭素の吸収、大気の浄化、ヒートアイランド現象や騒音・振動の緩和、樹林地や河川等の水辺地による風の道の形成等



2) 生態系の保全

■生き物の生育地・生息地としての生態系の保全機能の確保

- ・野生生物の生育・生息環境の保全・創出等



3) 防災

■みどりを適切に確保することによる都市の安全性・防災性の機能の確保

- ・災害時における市民の避難地や避難路、火災の延焼防止帯、消防活動やボランティア等の救援活動拠点、復旧活動拠点、仮設住宅地、広域防災拠点等



4) 景観

■潤いある美しい景観の形成する機能の確保

- ・次代を担う子供達の感受性の醸成、潤いある市民の生活の提供等



5) 歴史文化

■地域の歴史の継承による個性と魅力ある地域づくりの機能の確保

- ・城跡、御嶽、井泉などの本市固有の文化や歴史等の保全・活用等



6) 健康・レクリエーション・市民協働

■多様なレクリエーション需要に対応する機能の確保

- ・レクリエーションの場、自然とのふれあいの場、健康増進の場、コミュニティ形成に資する市民協働の場等



※うるま市みどりの基本計画（平成22年3月）、緑の基本計画ハンドブック令和3年改訂版（令和3年5月（社）日本公園緑地協会）より作成

1.2.2 計画の概要

(1) 計画の位置づけ

本計画は、本市の上位計画である「第2次うるま市総合計画」「第2次うるま市国土利用計画」に即し、都市計画に関する基本的な方針である「第2次うるま市都市計画マスタープラン」に適合する必要があります。また、環境基本法に規定する環境基本計画との調和が保たれるとともに、景観法に基づく景観計画との調和が保たれる必要があります。（以上、都市緑地法第4条3）

都市緑地法における本計画の位置づけ及び策定にあたっての上位・関連計画との関係は以下のとおりとなります。

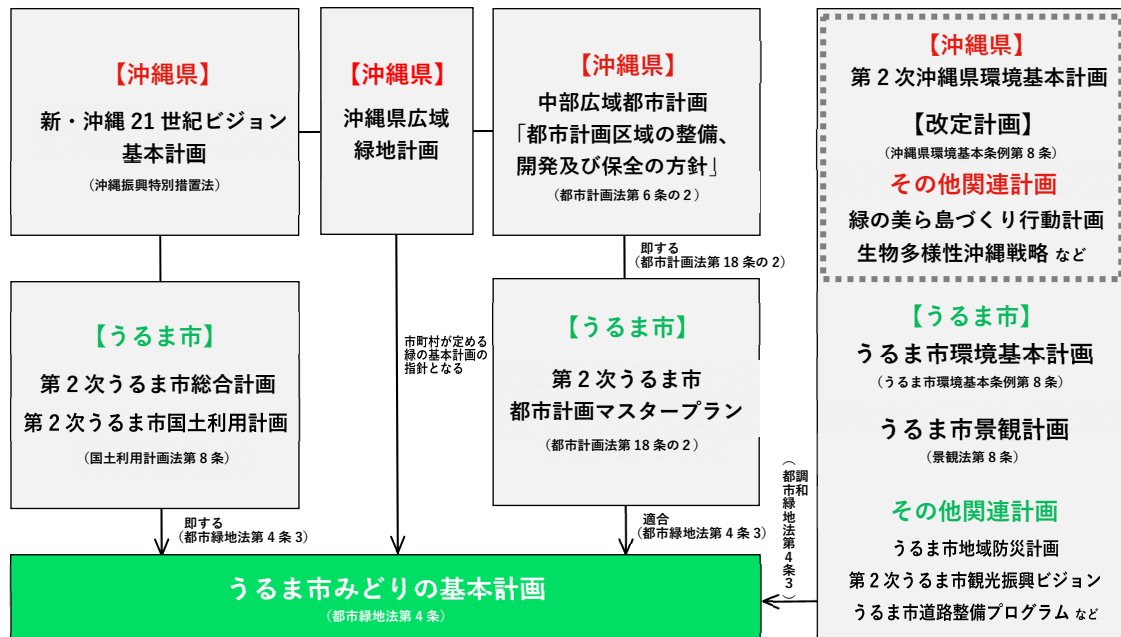


図 1.3 うるま市みどりの基本計画の位置づけ

(2) 計画の期間

計画期間は、令和6(2024)年度を初年度とし、令和25(2043)年度までとします。

(3) 計画対象区域

みどりの基本計画は、主として都市計画区域内において講じられるものを総合的かつ計画的に実施するための計画です。（都市緑地法第4条1項）

本市は、中部広域都市計画区域に位置づけられており、行政区域（都市計画区域）8,702haを本計画の計画対象区域とします。なお、本市に面する海浜域も対象区域とします。

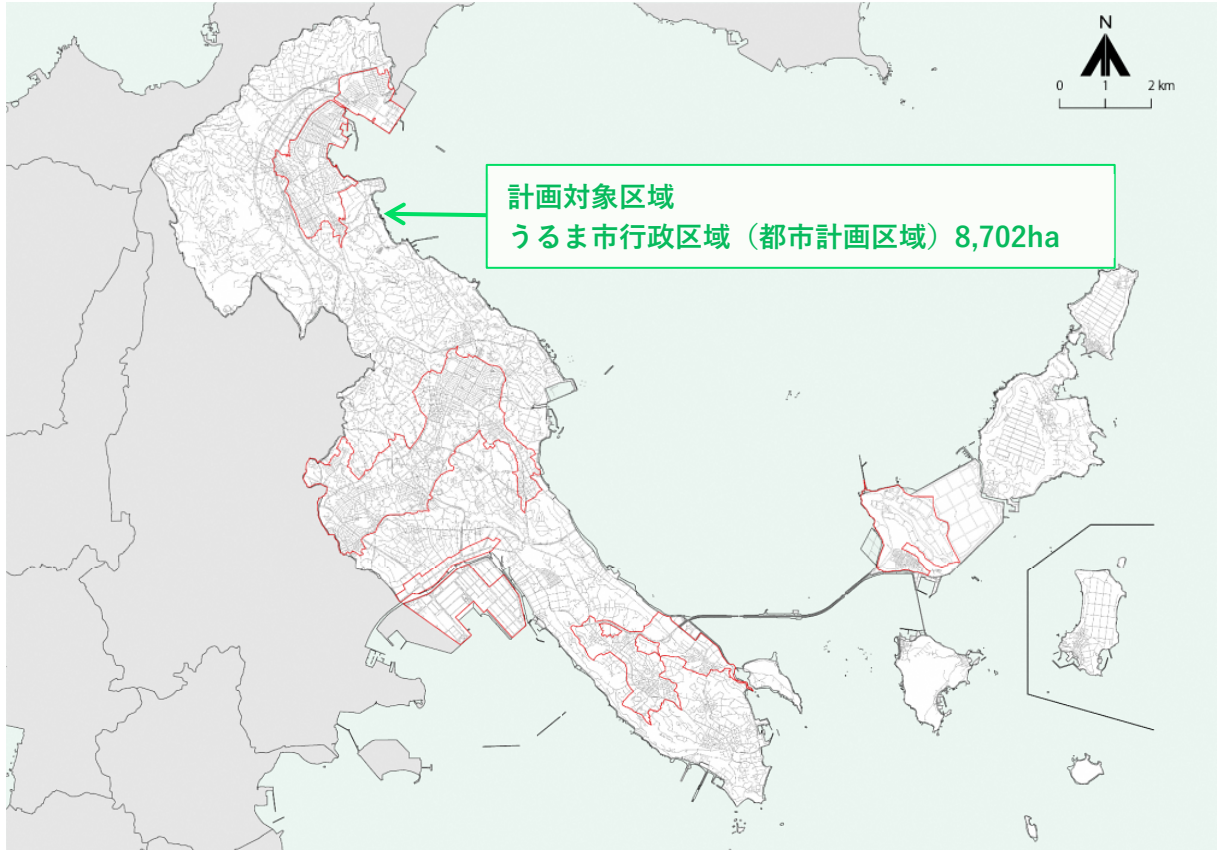


図 1.4 計画対象区域

1. 計画の概要

2. 現況調査

3. 計画課題

4. 緑及緑化び地の目標保全

5. 推及緑進び地の緑の方化保針の全

6. の推及緑進び地策の緑の方化保め全

7. 地域別計画

8. 配地緑慮区化地・重区保点全

9. 向計画て実現に

10. 巻末資料